

全農薬通報

No 324

令和2年6月30日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・関係団体の総会等の動き

◎行政からのお知らせ

- ・平成30年度の食品流通改善巡回点検指導事業の調査点検結果について
- ・令和2年度農薬危害防止運動の実施について
- ・農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正について

◎全農薬ひろば

- ・ハナショウブ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL : 03-3254-4171 FAX : 03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail : info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

令和2年（2020年）

- 7月14日（火）13:00～16:30 農薬シンポジウム in 大分（大分県）中止
7月22日（水）13:00～16:30 農薬シンポジウム in 山形（山形県）中止
8月20日（木）11:00～16:30 安全協常任幹事会 書面又はリモート会議を予定
9月17日（木）11:00～17:00 第295回理事会（執行部協議会、各委員会）
10月21日（水）～23日（金） 農薬安全コンサルタント・リーダー研修会
10月22日（木）13:00～15:00 監査会
11月17日（火）15:00～17:00 第296回理事会
11月18日（水）10:00～19:30 第55回通常総会・第43回安全協全国集会
情報交換会
11月18日（水） 第297回理事会
12月9日（水）13:00～17:00 第298回理事会（執行部協議会）
12月10日（木）11:00～12:00 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

農薬工業会

11月11日（水）虫供養

報農会

9月24日（木）シンポジウム



撮影場所：藤沢市 蓮池公園
花言葉：「清らかな心」「神聖」

組合からのお知らせ

1. 農薬工業会

5月20日(水) 第89回 通常総会・理事会 (予定の講演会は中止)

書面会議より以下のとおりに決定したことをご報告いただきました。

会長、副会長及び専務理事の就任について

平素は当会事業にご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。

2020年5月20日 書面開催の第89回通常総会及び理事会におきまして、下記のとおり会長、副会長及び専務理事が選任されました

また、委員会委員長も下記のように決まりました。



農薬工業会 小池 好智 会長

会長	小池好智	クミアイ化学工業株式会社 代表取締役社長
副会長	本田 卓	日産化学株式会社 取締役 常務執行役員
副会長	溝口正士	日本曹達株式会社 執行役員
副会長	的場 稔	シンジェンタジャパン株式会社 代表 取締役社長)
専務理事	阪本 剛	農薬工業会

委員会委員長

運営委員会	委員長 中島正成	クミアイ化学工業 株式会社
技術委員会	委員長 吉田浩之	シンジェンタジャパン 株式会社
広報委員会	委員長 柴田俊浩	北興 化学工業株式会社
安全対策委員会	委員長 白岩 豊	日本農薬株式会社
国際委員会	委員長 村橋一彦	日本曹達株式会社

以上

2. (一社) 日本植物防疫協会

6月12日(金) 第9回 総会 日本植物防疫協会会議室

出席者：大森 茂 理事長

総会次第

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人選任
5. 議事



日本植物防疫協会総会の様子

第1号議案 2019年度事業報告及び収支決算に関する件

事業報告の概要(一部)

2019年度は、受託試験の依頼減少や不動産賃貸事業の一時的な縮小を踏まえ、緊縮型の予算の中で定款に定める諸事業を堅実に推進していくとともに、農薬登録制度の改革やスマート農業の推進など植物防疫をめぐる諸情勢が大きな転換期を迎えているとの認識のもと、幾つかの重点課題にも積極的に取り組んだ。この結果、いずれの事業もおおむね順調に推移し、当初計画を若干上回る実績を得ることができた。また、不動産賃貸事業の一時的な縮小を解消するための新規物件取得も年度内に達成することができた。さらに、前年度に課題となった不測の事態への備えをはかるため、総会において会員の総意を得て定款の一部を変更し、代表理事2名体制による堅実な業務執行体制を構築した。

第2号議案役員改選に関する件

任期満了となる藤田俊一理事及び内久根毅理事（いずれも6期12年在任）から、新たな理事が下記のとおり選任されました。

新任理事

富田恭範（1960年2月生）

茨城県職員（病害虫）を経て2016年 日本植物防疫協会茨城研究所長 農学博士

曾根信三郎（1960年3月生）

パイルコップサイエンスを経て2016年より日本植物防疫協会技術総括 農学博士

高木豊（1965年2月生）

日本植物防疫協会研究所、調査企画部次長を経て2019年より総務部次長

2020 年度事業計画

基本方針(一部)

農薬登録制度の変更やスマート農業の推進等、今後の病虫害防除に必要な技術や情報のあり方が大きな転換期を迎えていることから、これら動向に留意しつつ、定款に定められた諸事業を着実に推進していく。また、以下を重点課題として取り組んでいく。

1. 新ガイドラインに適合する薬効薬害試験を推進するとともに、新たに受託する水稻花粉残留試験を的確に推進していく。
2. 省力的な薬剤施用法の確立に資する調査研究に取り組むとともに、施用法に関する技術情報の発信につとめる。
3. 協会ホームページの刷新をはかり諸情報の充実につとめるとともに、書籍や発生予察用資材の販売方法のシステム化をはかる。

6月12日(金)第29回 理事会

代表理事及び業務執行理事の選定

新役員

理事(8名)

- 早川 康弘(代表理事・理事長)
- 富田 恭範(代表理事・専務理事)
- 曾根 信三郎(常務理事)
- 高木 豊(常務理事)
- 大森 茂
- 小池 好智
- 田中 啓司
- 西尾 健

監事(2名)

- 岡田 茂
- 堀江 博道



(左)より富田専務理事、曾根常務理事、高木常務理事

3. (公社) 緑の安全推進協会

5月21日(木) 理事会

6月16日(火) 第31回通常総会 TKP 神田駅前ビジネスセンター5階C会議室

出席者：大森 茂 理事長

総会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議事の目的事項



緑の安全推進協会総会の様子(挨拶：根岸会長)

決議事項

第1号議案 2019年度事業報告及び収支決算承認の件

会員の動静について、正会員にエフエムシーケキマルズ、ZM クロッププロテクションの入会、退会1会員となり昨年度末で146会員となったなど。

「緑の安全管理士」について、緑地・ゴルフ場分野で61人、農耕地分野で52人を認定したことなどについて承認された。

第2号議案 役員補欠1名選任の件

清水 等 理事の退任に伴い、篠原 卓朗 理事が選任された。

報告事項

2020年度事業計画及び収支予算の件

緑の完全管理士認定事業において、第42回資格認定監修会の開催計画、全国の各支部で資格更新監修会及び支部大会の開催計画などが報告された。

4. (一社) 農林水産航空協会

5月21日(木) 理事会

6月18日(木) 第118回 総会 都道府県会館 402号会議室

出席者：鈴木 敦 参事

総会次第

1. 会長挨拶
2. 農林水産省挨拶
3. 議長選出

4. 議事録署名人の指名

5. 議案審議

第1号議案 令和元年度事業報告に関する件

令和元年度事業報告(一部)

農林水産業における航空機等（有人ヘリコプター及び産業用無人航空機（無人ヘリコプター及びマルチローター式小型無人機））

の利用（薬剤、肥料、種子の散布等に利用する事業）の安全かつ効率的な推進を図ることにより、農林水産業の安定生産、生産性の向上を図り、もってわが国の食料自給率の向上、国民の食の安全、生活・自然環境の保全に寄与することを目的とし次の事業を実施した。

- (1) 農林水産航空事業にかかる技術の研究・開発事
- (2) 農林水産航空事業にかかる情報収集・提供及び組織の育成事業
- (3) 農林水産航空事業の安全な実施にかかる教育研修並びに機材の検定事業
- (4) 農林水産航空事業にかかる試験・調査事業
- (5) 農林水産航空事業にかかる産業用無人ヘリコプター飛行技術競技大会並びに技術研修
- (6) 航空法に基づく許可・承認代行申請等

第2号議案 令和元年度財務諸表承認に関する件

第3号議案 令和2年度会費の分担及び徴収方法に関する件

第4号議案 令和2年度役員報酬の総額に関する件

第5号議案 役員の変替に関する件

会長：寮藤武司(農水協)、常務理事：五月女淳(農水協)

理事：中島満(農水協)、福盛田共義(農水協)、生部誠治(全農中央会)、
宇田川雅之(東邦航空)、尾暮敏範(朝日航洋)、長田具陽(ヤマハリ&アグリ)、
柴田拓(中日本航空)、高橋宏和(日植調節・新任)、徳井和久(全農共済)、
中村克(ヤマハ発動機)、中村雅人(北陸スカイテック)、
西修平(鹿児島国際航空)、本田卓(農薬工業会)、山田正和(全農連合会)、
柚木茂夫(全国農業会議)

監事 鈴木敦(全農薬・新任)、高橋正幸(公認会計士)

5. (一財) 残留農薬研究所

5月26日(火) 理事会

6月16日(火) 第9回 評議員会 霞が関法曹会館

出席者：大森 茂 理事長

評議員会次第

1. 理事長挨拶
2. 来賓挨拶
3. 議長選任
4. 議事録署名人の選任
5. 報告



残研 評議員会の様子(挨拶：原田 理事長)

(1)2019 年度事業報告

事業の経過及びその成果(一部)

当研究所は、農薬等の残留及び毒性に関する各種試験及び調査研究等を行うことにより、その安全性の確保を図り、もって人の健康の保護及び環境の保全に寄与することを目的として、農薬等の残留性及び毒性に関する①各種試験の受託実施、②国関係委託事業等、③調査研究、④技術及び知識の普及並びに⑤試験及び試験成績についてのコンサルティングを行っている。さらに、⑥その他研究所の目的を達成するために必要な事業を行うこととしている。

(2)2019 年度公益目的支出計画実施報告

6. 審議

第1号議案 2019 年度貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認に関する件

第2号議案 評議員の選任に関する件

退任：小林正伸(元神奈川県)、辻川立史(農薬工業会)、藤田俊一(日植防)、
横山昌雄(植調協会)

新任：高橋宏和(日植調)、早川泰弘(日植防)、溝口正士(農薬工業会)、
山本幸洋(千葉県)

継続：赤堀文昭(麻布大)、安部浩(農工大)、大澤貴寿(東京農大)、大森茂(全農薬)
芳賀俊郎(農水協)、的場稔(農薬工業会)、山田正和(全農)、山本出(東京農大)、
山本雅之(東北大)

第3号議案 役員の選任に関する件(添付資料) 監査報告書

理事：青山博昭(残研)、長田芳和(残研)、原田孝則(残研)、牧伸一(残研)、
監事：野竹照秀(税理士)、羽隅弘治(京浜興農)、廣岡卓(農薬工業会)

7. その他

6. (公財) 日本植物調節剤研究協会

6月4日 第9回評議員会 書面会議

報告事項

2019年度事業報告

決議事項

1. 2019年度決算の承認
2. 理事・監事の選任（任期満了に伴う改選）
 - 再任理事：大隈光善、腰岡政二、高橋宏和、伊達寛敬、田中良、長澤裕滋、松本宏、横山幸徳、渡邊寛明
 - 新任理事：大谷敏郎、品田裕二、中澤伸夫、溝口正士
 - 再任監事：大倉祐介、佐合隆一
 - 退任理事：大嶋保夫、辻川立史、中野雅章、宮下清貴、横山昌雄
3. 評議員の選任（任期満了に伴う改選）
 - 再任評議員：氏家敬、大川哲生、大嶋明久、小澤敏、郡嶋浩志、小路口聡、芳賀俊郎、早川伸一、原田孝則、平井康弘、矢野博久、山田正和、横田因、吉田潔充
 - 新任評議員：齊藤一雄、瀧井新自、早川泰弘、吉永小太郎
 - 退任評議員：影島智、小松原憲一、貫和之、藤田俊一

6月4日（木）第23回理事会 植調会館会議室及び各研究センターとテレビ会議

代表理事及び業務執行理事の選定

代表理事（理事長）：大谷敏郎 代表理事（専務理事）：高橋宏和

業務執行理事（常務理事）：渡邊寛明

7. 第118回植物防疫団体総務連絡会(幹事 農薬工業会)

書面による開催

議事：

- (1) 各団体の行事予定（令和2年7月から令和3年6月）について
- (2) 情報交換

8. 農薬工業会の「農薬危害防止に関する講演会」(中止)

6月15日（月）に予定されていましたが中止されました。

全農薬事務局の人事

4月30日付 木曾雅美 退職
5月22日付 渡辺優美 退職
5月31日付 技術顧問 宮坂初男 退職

行政からのお知らせ

1. 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について

令和2年5月11日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官
林野庁長官

農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について

貴職におかれましては、3月13日に発出いたしました「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に則り、農業関係者の事業継続に向けた体制検討等に御協力いただいております。誠にありがとうございます。

当該ガイドラインを策定した3月13日以降に、政府が示した新型コロナウイルスに関する文書等との整合性を図る観点から、ガイドラインを別添のとおり改定いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体傘下組織又は会員等に周知していただき、緊急事態宣言が延長された中で事業を維持し、農業関係者の健康保護とともに農業者の営農や産地での生産体制に支障が生じないように引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

2. 緊急事態宣言の延長を踏まえた農薬及び肥料の生産及び流通に係る業務の継続について

令和2年5月11日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく
緊急事態宣言の延長を踏まえた農薬及び肥料の生産及び流通に
係る業務の継続について

関係者の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただく一方、農薬及び肥料の生産及び流通に係る業務に支障がないように取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、引き続き、感染防止に取り組みながら、生産者の需要、にこえられるように農薬及び肥料の生産及び流通に係る業務の継続を行っていただきますよう、貴団体ご所属の事業者にも周知をお願いいたします。

3. 平成30年度の食品流通改善巡回点検指導事業の調査点検結果について

令和2年5月15日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局

平成30年度の食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）
の調査点検結果について

標記の調査点検結果について、令和2年5月15日付けで「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（平成30年度）」としてプレスリリースしたのでお知らせします。

また、別添のとおり農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策を整理したので、貴職におかれましては、研修会、講習会、技術指導、農薬販売等のあらゆる機会を捉えて、当該取りまとめ結果と併せて活用いただき、農薬の適正使用の徹底を図っていただくよう、特段の御協力をお願いします。

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果の概要（平成 30 年度）

農林水産省は、農薬の適正使用を確認するため、平成 30 年度の国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況について、476 戸の農家に対し、記入簿への記入又は聞取りを行うことで農薬の使用状況を調査しました。その結果、調査した農家のうち、1 戸の農家で、使用量が適切でなかった事例が確認されました。残りの 475 戸においては、農薬が適正に使用されていたことが確認されました。

1 調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

2 農薬の使用状況調査

（1）調査方法

平成 30 年度の調査は、穀類、野菜類又は果樹類を生産している農家 476 戸を対象とした。独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が農薬使用状況等記入簿に基づき、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

（2）調査結果（概況）（別表 1）

3 農薬の残留状況調査

（1）調査方法

ア 試料検体数

上記 2 の農薬の使用状況調査を実施した農家が生産している農産物のべ 10 品目（米穀、大豆、日本なし、にんじん、こまつな、しゅんぎく、ブロッコリー、非結球シタス、にら及びピーマン）を対象とし、合計 476 検体とした。

イ 試料採取方法

上記 2 の農薬の使用状況調査を実施した農家から、米穀は、無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、その他の農産物は、無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

（ア）分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

(イ) 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」(平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)の別添の第 2 章(一斉試験法)及び第 3 章(個別試験法)に定められた試験法や精製溶媒等の一部修正を加えた分析法を用いた。なお、修正を加えた分析法については、「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」(平成 19 年 11 月 15 日付け食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に従い、妥当性を確認した。

エ 定量限界

適切な精確さをもって定量できる(具体的な濃度が決められる)濃度の限界値である定量限界は、各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した(ただし、基準値が一律基準 0.01 ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定)(別表 2)。

オ 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組合せで添加回収率が適切な範囲(70~120%)にあることを確認した。

(2) 調査結果(概況)(別表 3 及び別表 4)

2,896 分析試料検体(のべ検体数)の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 503 検体(のべ検体数)であった。

4 調査結果を受けた対応

(1) 不適正な使用が認められたこまつなを栽培する農家に対して、地方農政局及び都道府県から、農薬の適正使用の徹底を図るよう指導を実施した。

(2) にんじんから残留基準値を超過した農薬が検出された事案については、降雨が例年より少ないこと等で土壌が乾燥している場合であっても、イミシアホスが土壌中に拡散されるよう、「土壌が乾燥している場合は、処理後に十分散水する」旨の使用上の注意事項を農薬ラベルに追記した。

(3) 都道府県に本調査結果を通知し、引き続き、農薬の適正使用が徹底されるよう農家等への指導を実施する。また、農薬の適正使用を推進するため、2019 年度も同様の調査を実施している。

(4) これまでの調査結果等に基づき、リスク管理に資する調査となるよう、調査の対象とする農作物や農薬について、適宜見直しを行う。

別表 1 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor/attach/pdf/h30-4.pdf

別表 2 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor/attach/pdf/h30-1.pdf

別表 3 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor/attach/pdf/h30-3.pdf

別表 4 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor/attach/pdf/h30-5.pdf

4. 令和 2 年度農薬危害防止運動の実施について

令和 2 年 5 月 15 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

令和 2 年度農薬危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事宛て通史しましたので、本運動の趣旨を御理解いただき、農薬の安全かつ適正な使用推進に特段の御協力をお願いします。

なお、本年度の運動につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの都道府県の状況に応じて、可能な取り組みを進めることとすることを申し添えます。

別紙要綱

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/attach/pdf/index-32.pdf

農林水産省は、農薬を使用する機会が増える 6 月から 8 月にかけて、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施します。

農薬危害防止運動の目的

農林水産省は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた、農薬の適正な取扱いについて関係者を指導しています。

農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するためには、農薬を使用する機会が増える 6 月から 8 月に指導を強化するのが効果的です。「農薬危害防止運動」は、その一環として実施するものです。

令和 2 年度は、運動のテーマを「農薬は 周りに配慮し 正しく使用」と設定し、周辺の環境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

実施期間

原則として、令和 2 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 3 か月間。

実施事項

主な実施事項は以下のとおりです。

- (1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導

- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

なお、本年度の運動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施することとします。

実施主体

農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が運動の実施主体です。

また、農薬の使用現場においては、関係団体等が一体となって運動を推進します。

参考資料

参考となる資料が掲載されているホームページへのリンクです。

農薬の適正な使用（作成：農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

農薬中毒の症状と治療法について（作成：農薬工業会）

<https://www.jcpa.or.jp/labo/poisoning/>

公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～

（作成：環境省）

https://www.env.go.jp/water/dojo/nouyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

5. 農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正について

令和2年5月18日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの一部改正について

このことについて、別添のとおり地方農政局等に発出したので、通知します。

詳細は以下より

無人航空機（無人ヘリコプター等）による農薬等の空中散布に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html

無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mujin-132.pdf

6. 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改定について

令和2年5月22日

全国農業協同組合 理事長 殿

農林水産局長
農林水産省政策統括官
林野長官

農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応
及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改定について

貴職におかれましては、「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に則り、農業関係者の事業継続に向けた体制検討等に御協力いただいております、誠にありがとうございます。

本ガイドラインについて、政府が示した新型コロナウイルスに関する文書等との整合性を図る観点から、別添のとおり改定しましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体傘下組織又は会員等に周知いただき、緊急事態宣言が延長された中で事業継続し、農業関係者の健康保護とともに農業者の営農や産地での生産体制に支障が生じないように引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf

7. 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

令和2年5月28日

全国農業協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行等について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(令和2年農林水産省令第38号)の公布・施行に伴い関連通知等を改正したことについて、別添のとおり都道府県知事に通知したので、後了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対して周知いただきますよう御協力をお願いします。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(FAMIC)

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/hourei/sub1_seibunkikaku.html

8. 資料の安全正性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部改正する政令等の施行について

令和2年6月1日

全国農業協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

資料の安全正性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の
一部改正する政令等の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正する省令(令和2年農林水産省令第40号)及び令和2年農林水産省告示第1070号(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条第1号の規定に基づき農林水産大臣が指定する馬を定める件)が公布されました。

その運用及び関連通知の改正について、別添のとおり都道府県に通知しましたので、後了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(FAMIC)

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/r2_921.html

ハナショウブ（花菖蒲、*Iris ensata* var. *ensata*）

アヤメ科アヤメ属の多年草

名前の由来は、単語の節句でお馴染みの「菖蒲湯」の「菖蒲」に葉っぱが似ていることと、美しい花が咲くことから花菖蒲と呼ばれるようになったと言われている。

ハナショウブはノハナショウブ（学名 *I. ensata* var. *spontanea*）の園芸種である。6 月ごろに花を咲かせる。花の色は、白、桃、紫、青、黄など多数あり、絞りや覆輪などとの組み合わせを含めると 5,000 種類あるといわれている。

系統を大別すると、品種数が豊富な江戸系、室内鑑賞向きに発展してきた伊勢系と肥後系、原種の特徴を強く残す長井古種の 4 系統に分類でき、古典園芸植物でもある。他にも海外、特にアメリカでも育種が進んでいる外国系がある。

アヤメ類の総称として、ハナショウブを「アヤメ」と呼称する習慣が多く見られる。その一方で「ショウブ」と呼称することもあるが、菖蒲湯などに使われるショウブは、ショウブ科（古くはサトイモ科）に分類される別種の植物である。

「いずれがアヤメかカツバタ」という慣用語がある。どれも素晴らしく優劣は付け難いという意味であるが、見分けがつきがたいという意味にも用いられる。

（一部 Wikipedia より引用）



撮影場所：皇居東御苑 花菖蒲園 撮影者：宮坂 初男
花言葉：「優しい心」「優雅」